

『昭島市違反広告物撤去協力員』の手引き



昭 島 市

都市整備部交通対策課

○連絡先

昭島市都市整備部交通対策課交通対策係

042-544-5111(内線2509)

○緊急連絡先

昭島警察署 交通課・生活安全課

042-546-0111(代表)

『昭島市違反広告物撤去協力員制度』の概要

1 『昭島市違反広告物撤去協力員』とは

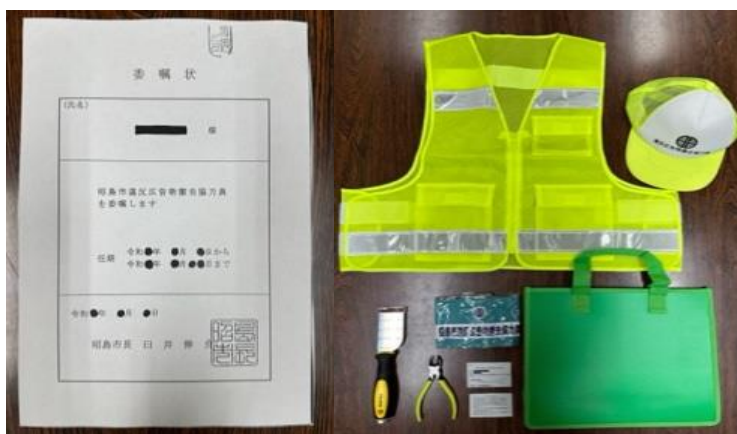
昭島市違反広告物撤去協力員（以下「協力員」といいます）とは、市が処理することとされた「はり紙」「はり札」「立て看板」の撤去について「昭島市違反広告物撤去協力員制度実施要綱」により、市長から委任を受けた方をいいます。

2 『違反広告物』とは

違反広告物とは、屋外広告物法・東京都屋外広告物条例に違反して掲出された屋外広告物をいいます。

3 協力員の登録にあたって

- ① 協力員は、一定の地域において、ボランティアで違反広告物を撤去していただくものです。
- ② 講習終了後、協力員としての委嘱状を交付します。また、「昭島市違反広告物撤去協力員証」「昭島市違反広告物撤去協力員腕章」及び撤去活動に必要な用品をお渡しします。
- ③ 協力員の任期は令和6年4月1日より令和8年3月31日までで継続希望の方は、更新ができます。

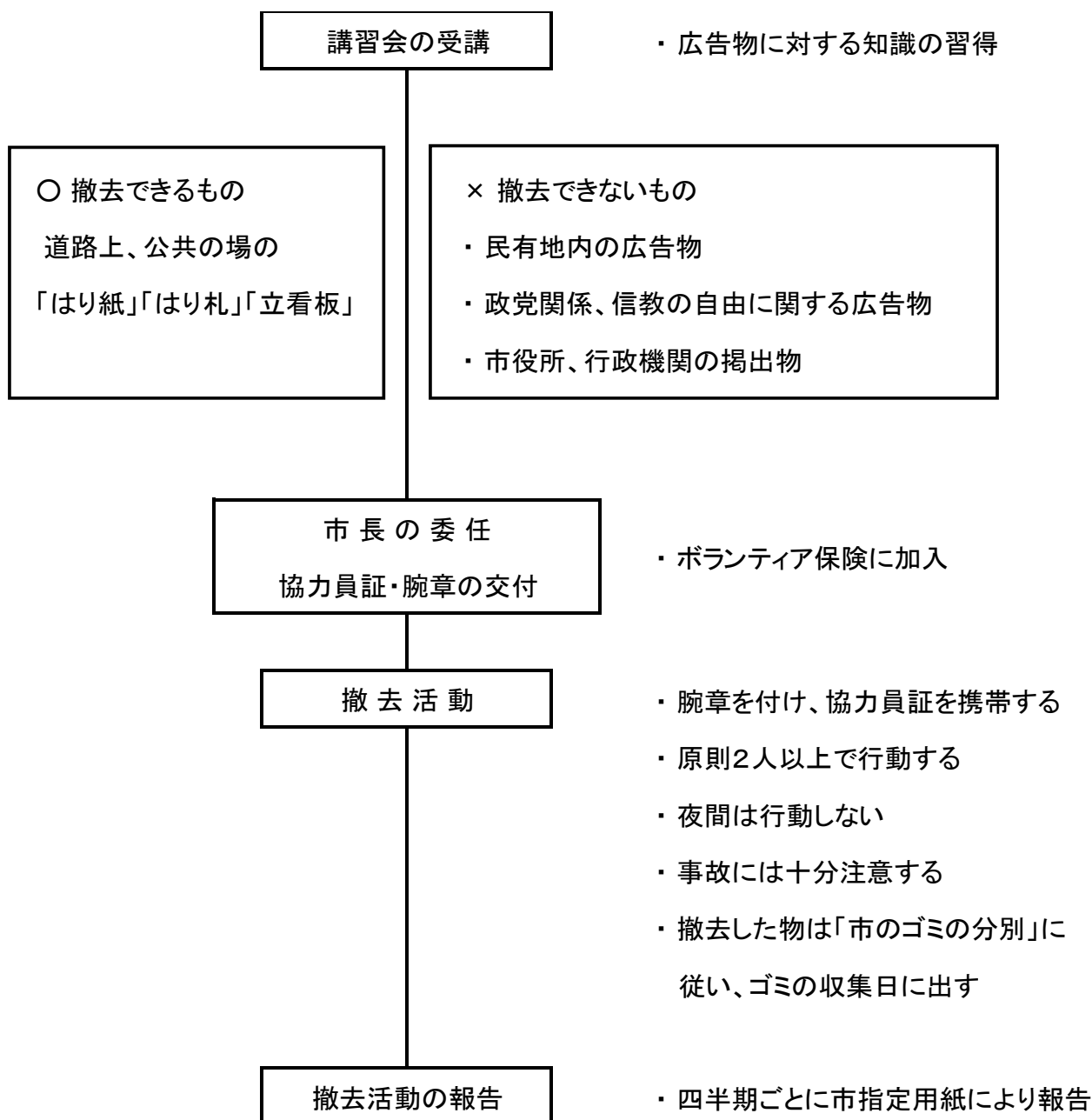


4 その他

- ① 撤去活動にあたっては、関係法令を遵守してください。また、交通事故等に十分気をつけてください。

- ② 撤去活動中の事故は、ボランティア保険の対象となります。
- ③ 協力員が、その身分を失ったときは、協力員証と腕章を交通対策課に返却してください。
- ④ 活動についてご不明の点は交通対策課にご相談ください。

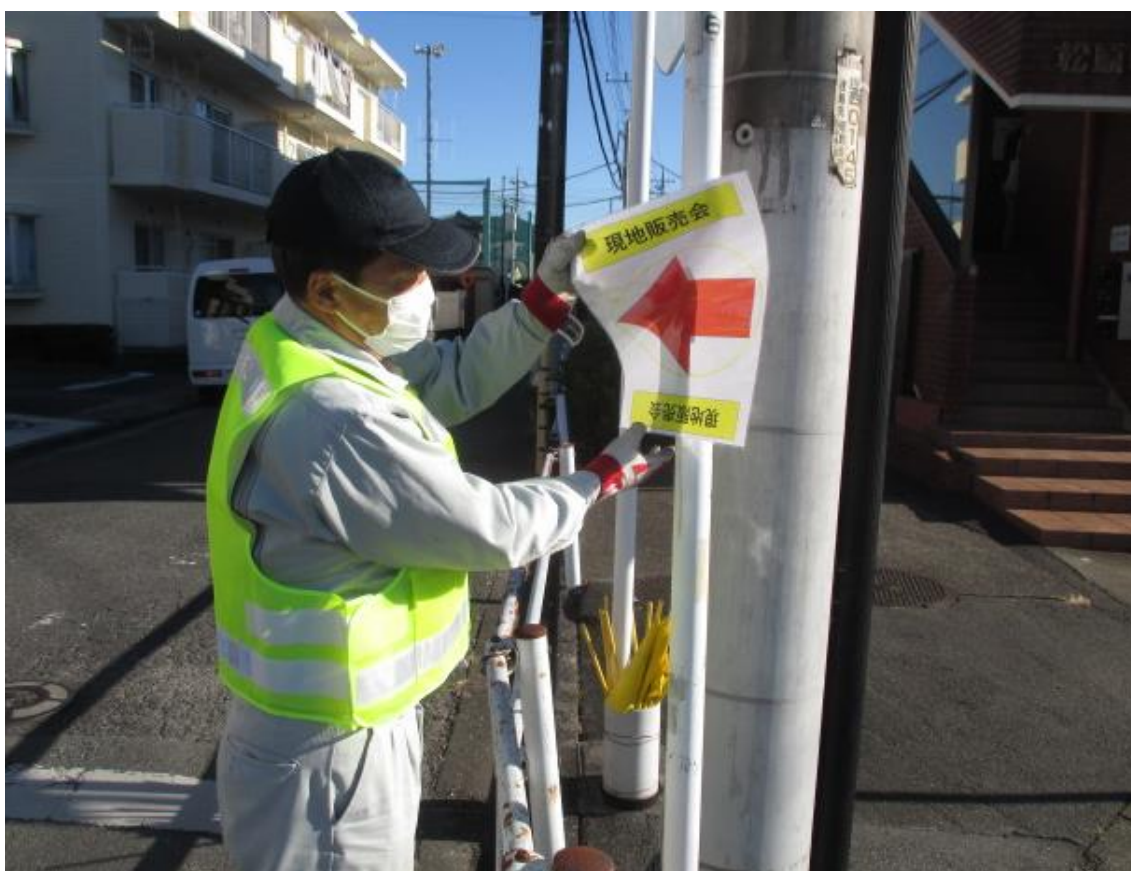
違反広告物撤去協力員制度のながれ



『違反広告物撤去活動』の実際

1 撤去できるもの

この協力員制度で撤去できる広告物は、道路上（電柱、街路灯、街路樹、交通標識、ガードレール等）に掲出されている「はり紙」「はり札」「立て看板」に限ります。



（はり紙）

紙等に印刷又は手書きされた広告物で、他の物件に貼り付けられているもの。

（はり札）

ベニヤ板、プラスチック板、ボール紙その他これらに類する物に紙を貼り、又はこれらの物に直接印刷し、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。

（立て看板等）

木枠に紙や布を貼り、又はベニヤ板、プラスチック板その他これ

らに類する物に紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で工
作物等に立て掛けられているもの。カラーコーンにはり紙をしてい
る物も立て看板に類似の形状として撤去対象となります。

2 撤去できないもの

- ① 民有地内に掲出された広告物
(道路と民有地の境にある塀、フェンス等に掲出されたものも撤去で
きません)
- ② 政党関係の広告物、信教の自由に関する広告物
- ③ 市役所、又はその他の行政機関が関係する各種団体が掲出するもの

3 撤去した違反広告物の取扱い

- ① 撤去した違反広告物は可燃物・プラスチック類・針金やビニールひも
等に分別してください。
- ② 分別ごとの指定の収集日にお出してください。
 - ・個別収集の地区では、家の前にお出してください。
 - ・集積所での収集地区では集積所にお出してください。
 - ・家庭で出たゴミとは別にしてください。
 - ・市指定の有料のゴミ袋に入れる必要はありません。
 - ・撤去した違反広告物を入れるためのボランティア袋をお渡しで
きます。

4 報告

各代表者は四半期ごとに『昭島市違反広告物撤去活動報告書』を
市へ提出してください。

5 ボランティア保険について

撤去活動中の事故はボランティア保険で対応します。下記のような
場合は速やかに交通対策課まで連絡してください。

- ① 協力員自身が撤去活動中にケガをした場合
- ② 協力員が撤去活動中に誤って第三者の物を壊した場合
- ③ 協力員が撤去活動中に第三者にケガ等をさせた場合

- ④ 協力員が活動をするために、家を出て戻ってくる間にケガをした場合

なお、既に他の団体でボランティア保険に加入されている方は二重加入となりますので交通対策課まで連絡してください。

6 撤去活動の方法と注意事項

- ① 撤去活動時は、市長から交付された「昭島市違反広告物撤去協力員証」を携帯し「昭島市違反広告物撤去協力員腕章」を着用してください。（個人情報の記載もあるため協力員証は携帯のみ）
- ② 必ず周囲の安全確認を行い、ケガや事故に十分気をつけてください。また、他人の身体や財産を傷つけないようにしてください。
- ③ 安全のため、撤去活動は原則2人以上で行ってください。
- ④ 撤去活動は日中に実施し、夜間はおやめください。
- ⑤ 違反広告物を撤去するときは、その掲出のために使用された針金・ビニールひも等も併せて撤去してください。
- ⑥ 違反広告物業者とのトラブルに十分注意してください。万一トラブルがあった場合は、現場での撤去活動を中止し、下記に連絡してください。

○ 連絡先（電話）

都市整備部交通対策課交通対策係

042 - 544 - 5111（内線 2509）

○ 緊急連絡先（電話）

昭島警察署 生活安全課

042 - 546 - 0110（代）